

定期報告対象建築物※1の用途と規模

番号	対象用途	規模 ※いずれかに該当するもの
1	劇場、映画館又は演芸場	1) 地階 > 100㎡又は3階以上 > 100㎡ 2) 客席部分の床面積 ≥ 200㎡ 3) 主階が1階にないもの
2	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は集会場	1) 地階 > 100㎡又は3階以上 > 100㎡ 2) 客席部分の床面積 ≥ 200㎡
3	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、就寝用福祉施設※2	1) 地階 > 100㎡又は3階以上 > 100㎡ 2) 2階部分の床面積 ≥ 300㎡
4	旅館又はホテル	1) 地階 > 100㎡又は3階以上 > 100㎡ 2) 2階部分の床面積 ≥ 300㎡
5	博物館、美術館、図書館、体育館(学校に附属するものを除く)、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	1) 3階以上 > 100㎡ 2) 床面積 ≥ 2,000㎡
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	1) 地階 > 100㎡又は3階以上 > 100㎡ 2) 2階部分の床面積 ≥ 500㎡ 3) 床面積 ≥ 3,000㎡

複数の用途に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の合計をもってその主要な用途に供する部分の床面積とするものとする。

※1 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外

※2 「就寝用福祉施設」とは、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、就寝用の児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所)のことをいいます。

建築物の用途別定期報告期間

番号	提出時期 期間 用途	令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)	
		6月 から 7月 まで	10月 から 11月 まで	6月 から 7月 まで	10月 から 11月 まで	6月 から 7月 まで	10月 から 11月 まで	6月 から 7月 まで	10月 から 11月 まで
1	劇場等			○				○	
2	集会場等				○				○
3	病院等			○				○	
4	旅館等		○				○		
5	美術館等	○						○	
6	店舗等			○				○	

注) 番号5美術館等の建物は3年毎です。